



平成19年5月29日

各位

会社名 株式会社 サンリツ
 代表者の 代表取締役社長 三浦正英
 役職氏名
 (コード番号：9366 東証一部)
 問合せ先 取締役人事・総務部長 尾留川一仁
 電話番号 03-3471-0011(代表)

定款一部変更について

当社は、平成19年5月29日開催の取締役会において、平成19年6月27日開催予定の定時株主総会に定款一部変更案を付議することを決議致しましたのでお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営責任及び業務執行責任の明確化と一層のスピード化を図るため、執行役員制度を導入します。それに伴い経営方針、経営戦略を現状にも増して議論・検討するため、取締役員数を減少します。
- (2) 取締役会の招集権者及び議長を会長とするため、該当部分の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(取締役の員数および選任) 第18条 当会社に取締役13名以内を置く。 2. 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席した株主総会において、その議決権の過半数を以って行う。 3. 前項の決議は、累積投票によらないものとする。	(取締役の員数および選任) 第18条 当会社に取締役7名以内を置く。 2.(現行どおり) 3.(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、法令および本定款の定めに従い当会社の業務の執行を決定する。</p> <p>2 . 取締役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>3 . 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数を以て行う。</p> <p>4 . 取締役会は、<u>社長</u>これを招集する。招集の通知は、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の3日前に発することを要する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>5 . 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 .(現行どおり)</p> <p>3 .(現行どおり)</p> <p>4 . 取締役会は、<u>会長</u>これを招集する。<u>会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>招集の通知は、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の3日前に発することを要する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>5 .(現行どおり)</p>

以 上